

発行 日本共産党南知多支部



連絡先
〒470-3321 南知多町
内海内塩田77-3
(南知多町議会議員)
内田 保
電話 0569-62-1816
携帯 090-2776-7529

内田たもつだより

内田たもつ ホームページ
http://uchida-tamotsu.jimdo.com



日本共産党発行
しん 赤旗
日刊 3497円
日曜版 930円

自衛隊へ全国自治体の6割が名簿提供 4割は「閲覧」

南知多町は電子データで提供

防衛省が日本共産党山添拓参議院議員に提出した資料によると、若者の個人情報記載した名簿を、自衛隊に提供した自治体が1068自治体で6割を超えました。南知多町においても電子データで提供しています。しかし、全国で4割の534自治体は「閲覧」で対応し、名簿提供をしていません。

内田議員は、住民基本台帳法を守り、町当局に「閲覧」での提供と個人情報保護の立場から、名簿提供拒否をする方へ行政としての責任を果たすように求めてきましたが、5月の町民の回答では曖昧にされています。9月定例議会の一般質問で、この内容について再度質問します。

人権無視の名簿提供

2019年に安倍元首相が自民党大会で「都道府県の6割以上が協力を拒否している」と発言しました。このことを発端に、20年12月に町村長による住民基本台帳の一部の写しの提供は可能だとする閣議決定をしました。

自治体が自衛隊に、住民基本台帳に記載されている氏名、生年月日、住所、性別の個人情報や電子媒体で提供しているのです。自衛隊の勧誘のチラシの郵送などが目的で、高校を卒業する18歳と大学を卒業する22歳が対象です。従来は多くの自治体が名簿提供せず、閲覧・書き写しにこだわっていました。対象の子どものいる家庭には、実際に自衛隊勧誘の手紙が届き、知らなかった親は驚いてなぜ自分の家の子どもか名前が自衛隊から手紙が来るのかと問い合わせが来ている。

自衛隊員が戦争に投入されるのでは？

名簿提供の背景には、自衛官採用を困難にしている実態があるとみられます。防衛白書によると、22年度の応募者数は前年に比べて1万人近く減少し、過去10年間で初めて8万人を割りました。必死に名簿を提供させるのは、「本当に自衛隊員が戦争に投入されるのではないかと」という認識が広がり、募集が困難になっている。自衛隊員の焦りや行き詰まりを示しているのではないか」との識者からの指摘もされています。

内田議員は、9月の一般質問で、次の2点について基本的な当局の認識を再度問います。



内海海岸

①住民基本台帳法を守り、「閲覧」で対応すべき

住民基本台帳法では、台帳確認の平等な方法として「閲覧」となっています。過去の自衛隊も南知多町の役場まで来て、閲覧し、必要な事項を書き取っていたのです。

当局は、自衛隊の書き取りの利便性を「閣議決定」通知に基づき実施しただけとしています。この内容の閣議決定には法的義務はありません。自治体へのお願いがされただけです。

自治体は町民の人権を保障するために、住民基本台帳法を守り、自衛隊に対して、他の団体と同様に、「閲覧」で対応するよう要求する必要があります。



〈川柳コーナー〉

若者が自衛隊に入りたいたい希望する理由の多くは災害支援とそれに伴う人命救助であろう。それがこの間の自公政権による法改悪や解釈変更でどんどん自衛隊が軍隊化し、先制攻撃をする米軍と一緒に闘う人殺しの組織に変えられている。

憧れの仕事は人助けてなく人殺しか

②町は個人情報を勝手に提供せず 基本的人権を守れ

個人情報の保護はあたりまえです。個人の情報提供を希望しないのに、行政行為として提供することは許されません。憲法11条・13条の基本的人権は、尊重されるべきで、勝手に個人情報を行政からわざわざ他の組織に提供する行為は憲法違反です。

武豊町や半田市では、提供する前に広報等で知らせ、自衛隊に名簿提供を望まない方は自治体に連絡し、その情報を確認し削除してから自衛隊に提供しています。本年度は削除希望者は、武豊町1名、半田市3名でした。

南知多町は先に全部提供しておいて、希望しない人は自分で半田事務所に削除してもらう手続きをしなければいけません。情報をすでに提供しているのに、拒否申請の意味がありません。少なくとも提供するなら、武豊町等のように自治体の責任として、希望しない人は除いて提供する必要があります。

